

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市民会館の使用内容の変更の許可		
根拠法令及び条項	那覇市民会館条例施行規則第7条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市民会館条例施行規則第7条 (使用許可の変更) 第7条 市民会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が当該使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、市民会館使用変更申請書(第5号様式)に第5条の使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請に対し、市民会館使用変更許可書(第6号様式)を申請者に交付するものとする。		
審査基準 設定年月日	1970年11月18日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 設定年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。